

入間市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正  
する条例（改正要旨）

1 提案理由

・都市計画法等の一部改正に伴い、開発を許可する基準から除外する区域について定めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものです。

2 改正の概要

・近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、開発規制について災害リスクを重視する観点から、都市計画法等が改正され（令和2年6月10日公布・令和4年4月1日施行）、市街化調整区域内において、特例的に開発行為等を認める区域である条例で指定する区域に、災害ハザードエリアを含むことができなくなりました。

・都市計画法第34条第11号、第12号の政令で定める基準における条例で定める区域から、災害ハザードエリアを除外します。

・都市計画法第43条第1項の許可に関連して、政令で定める基準における条例で定める区域から、災害ハザードエリアを除外します。

・その他条文の文言を整備します。

3 施行日

・令和4年4月1日

4 根拠法令

・都市計画法及び都市計画法施行令